島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改　正　後	改　正　前
島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱	島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱
１～３．（４）〔略〕	１～３．（４）〔略〕
〔削除〕	（５）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 平成２６年３月７日付け医政発０３０７第３号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき、市町村等、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が認める者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
〔削除〕	（６）産科医療機関施設整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関施設整備事業
（５）分娩取扱施設施設整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設施設整備事業	（７）分娩取扱施設施設整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う分娩取扱施設施設整備事業
（６）院内感染対策施設整備事業 平成２１年３月３０日医政発第０３３０００９号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業	〔新設〕
４～５．〔略〕	４～５．〔略〕

１区分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４補助率	５下限額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア　無床の場合 160 ㎡ イ　有床の場合 (ｱ)5床以下 240 ㎡ (ｲ)6床以上 760 ㎡ (2)医師又は歯科医師住宅　80 ㎡ (3)看護師住宅 80 ㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1)診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2)医師又は歯科医師住宅 (3)看護師住宅	〔略〕	〔略〕
	ヘリポート１か所当たり　104,292千円	〔略〕		〔略〕
過疎地域等特定診療所施設整備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

１区分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４補助率	５下限額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1)診療部門 ア　無床の場合 160 ㎡ イ　有床の場合 (ｱ)5床以下 240 ㎡ (ｲ)6床以上 760 ㎡ (2)医師住宅　80 ㎡ (3)看護師住宅 80 ㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1)診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2)医師住宅 (3)看護師住宅	〔略〕	〔略〕
	ヘリポート１か所当たり　96,836千円	〔略〕		〔略〕
過疎地域等特定診療所施設整備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

へき地医療拠点病院施設整備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師又は歯科医師住宅 １戸当たり 80 ㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師又は歯科医師住宅		
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に 843 千円を乗じた額とする。 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕

へき地医療拠点病院施設整備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 １戸当たり 80 ㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師住宅		
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に651 千円を乗じた額とする。 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り１施設当たり2,460千円を加算する。 (1)通常型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	２分の１	―

						基準単価24千円 (2)水道連結型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価23千円 (3)パッケージ型自動消火設備 対象面積１㎡当たり 基準単価28千円 (4)消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積１㎡当たり 基準単価27千円			
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕			自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり　1,279千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	
〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1)　診　療　部　門　194㎡ (2)宿泊施設	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1)診療部門 （分娩室、病室等） (2)宿泊施設	２分の１	１か所につき 1,000千円

分娩取扱施設施設整備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
院内感染対策施設整備事業	１室当たり 38,109 千円とし、空調設備（空気清浄度クラス１万以上）を整備する場合は 40,354 千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	３分の１	―

（注）１～２．〔略〕

６～13．〔略〕

（県内中小企業への配慮）

14．この事業の実施に際し、補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

15．特別の事情により５、８、９及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附　則（平成６年８月２３日長第９７号）　～

附　則（令和７年１１月１２日医第１０６５号）　〔略〕

附　則（令和８年１１月２日医第１０１７号）

１．この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

	室数×40㎡（ただし２室を限度とする）			
分娩取扱施設施設整備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

（注）１～２．〔略〕

６～13．〔略〕

〔新設〕

（その他）

14．特別の事情により５、８、９及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附　則（平成６年８月２３日長第９７号）　～

附　則（令和７年１１月１２日医第１０６５号）　〔略〕

〔新設〕

２．令和７年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別　表　　１平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
	診療棟	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
	医師住宅、歯科医師住宅	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木造	３６２，０００
〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
		〔削除〕	〔削除〕
		〔削除〕	〔削除〕
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
		〔削除〕	〔削除〕

別　表　　１平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
	診療棟	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
	医師住宅	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木造	３５５，０００
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００

		〔削除〕	〔削除〕
分　娩　取　扱　施　設	分娩室 病室 入所室等	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木　　造	３６２，０００
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	５５８，０００
		ブロック	４４４，０００
		木　　造	３６２，０００

（注）１～３〔略〕

第１号様式～第２号様式〔略〕

第２号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

事業区分 施設名	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	市町村補助額 (G)	県補助基本額 (H)	県補助所要額 (I)	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要県補助額 (I)-(J)=(K)	県補助交付決定額 (L)	差引追加交付（一部取消）申請額 (L)-(K)=(M)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	
合計														

(注)1　本調査表は、施設ごとに作成すること。
2「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。
3「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
5「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
6 (L)欄及び(M)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続きの他は斜線を引くこと。

第２号様式 別紙２～第４号様式〔略〕

第４号様式 別紙１

		木　　造	３５５，０００
分　娩　取　扱　施　設	分娩室 病室 入所室等	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木　　造	３５５，０００
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	４８４，０００
		ブロック	２１４，０００
		木　　造	３５５，０００

（注）１～３〔略〕

第１号様式～第２号様式〔略〕

第２号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	市町村補助額 (G)	県補助基本額 (H)	県補助所要額 (I)	仕入に係る消費税等相当額 (J)	要県補助額 (I)-(J)=(K)	県補助交付決定額 (L)	差引追加交付（一部取消）申請額 (L)-(K)=(M)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計														

(注)1　本調査表は、施設ごとに作成すること。
2「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。
3「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
5「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
6 (L)欄及び(M)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続きの他は斜線を引くこと。

第２号様式 別紙２～第４号様式〔略〕

第４号様式 別紙１

別紙１

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名：

事業区分 施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	県補助交付決定額	県補助受入済額	差引過△不足額
	(A)	(B)	(A)−(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(K)−(I)=(L)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計												

(注)１　本調査表は、施設ごとに作成すること。
２「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。
３「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
４「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
５「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

第４号様式 別紙２～第７号様式〔略〕

別紙１

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名：

事業区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	仕入に係る消費税等相当額	要県補助額	県補助交付決定額	県補助受入済額	差引過△不足額
	(A)	(B)	(A)−(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(I)−(J)=(K)	(L)	(L)−(K)=(M)	(M)−(K)=(N)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計														

(注)１　本調査表は、施設ごとに作成すること。
２「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。
３「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
４「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
５「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

第４号様式 別紙２～第７号様式〔略〕